

ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会第1回会合(結果概要)

令和4年2月14日(月曜日)16時～17時半
オンライン形式

2月14日(月曜日)、ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会の第1回会合が開催されました。

1 本作業部会は、昨年7月に開催されたビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議(以下、「円卓会議」という。)における議論を踏まえ、より具体的、実務的な議論をする対話の場として、今般、円卓会議の下に開催することとしたものです。

2 今回の会合には、経済団体、有識者、市民社会、国際機関、各種団体等の関係者(ステークホルダー)と、関係府省庁等の関係者(課長級)とが出席し、意見交換を行いました。

3 会議では、外務省から、本作業部会の進め方や、「ビジネスと人権」に関する行動計画のフォローアップのための作業方法について説明しました。続いて、関係府省庁から、取組の実施状況について報告しました。

4 ステークホルダーの側からは、現状認識や問題意識、企業による人権尊重を後押ししていくための今後の取組や行動計画の実施状況のフォローアップの方途等について、期待や要望などが示されました。

5 本作業部会で、ステークホルダーから出された主な意見は以下のとおりです。

(氏家啓一 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長)

- 行動計画の85施策について、ほとんどの措置の実施期間が定められていない。これでは、PDCAサイクルが機能しないのではないか。
- 効果的な指標を設定するため、作業部会で指標に関する議論をすべき。
- ステークホルダー共通要請事項を、行動計画の実施でのフォローアップの対象にしてほしい。
- 来期の作業部会の工程案について準備をしてほしい。

(大村恵実 日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長)

- 現在の指標は、実施した数値しか示されておらず、施策の実施によって、社会に対してどのようなインパクトを与えたのかという点を計測する視点を欠いている。
- 救済へのアクセスに関連する取組の評価指標がほとんど示されていないことは

残念。

- 社会へのインパクトを測る指標がない点は、既存政策が人権への負の影響に対処するために十分かという観点から、行動計画策定時に、現状とのギャップ分析を実施していないことにも起因している。

(齊藤誠 日本弁護士連合会 同席者)

- 作業部会の目指す成果や今後のタイムテーブルを明確にするとともに、ステークホルダーを含めた丁寧な議論をお願いしたい。また、テーマ毎に作業部会で課題を設けて、議論する機会を作って欲しい。各省庁からの実施状況については、報告をまとめた年次報告を出していただきたい。

(齊藤一隆 中小企業家同友会全国協議会 事務局長)

- 指導原則の普及を日本で図っていくには、中小企業への理解・促進を図っていくかが重要。
- 中小企業と言っても、業種や業態、規模も様々であり、中小企業の多様性について考慮をしていただきたい。また、新型コロナウイルスの感染拡大によって大変厳しい業界があることも考慮した上での取組が求められている。
- 中小企業向けのガイドブックの作成やセミナーの開催等を検討いただきたい。

(菅原絵美 大阪経済法科大学 国際学部教授)

- 行動計画に示された5つの優先分野について、示された評価指標案には、具体的な施策の特定とゴールがなく、評価は困難。在るべき姿は、具体的な施策や完了目標日を設定した上でのインパクト評価。ゴールを設定するために、現状何が問題であるのかを明確にしていきたい。ギャップ分析には、昨年、外務省と経産省で実施したビジネスと人権に関する調査の結果を活用することも一案。

(銭谷 美幸 第一生命保険(株)運用企画部 フェロー／第一生命ホールディングス(株)経営企画ユニットフェロー)

- ビジネスと人権に関して、ESG投資やサステナブルファイナンスを取り巻く状況の中で、ますます関心が高まっている。行動計画実施状況の進捗を管理する上では、グローバルレベルでの評価指標の設定をお願いしたい。
- 投資家としては、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードの策定も、海外からの資金が日本に入ってくることも目標であったと理解。そのためには透明性と説明責任は不可欠。行動計画の策定だけでは説明責任を果たしたとは言えず、施策の進捗を、透明性をもって説明することで初めて、海外からの資金を呼び込める。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所 プログラム・オフィサー)

- KPI(重要業績評価指標)の設定に当たっては、SMART指標(Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound)に沿った客観性のある指標設定をお願いしたい。行動計画は、出来る限り客観性を高め、かつ海外の人でも分かるような指標設定が重要。客観的なモニタリングが困難な定性評価は改める必要がある。
- 評価指標を定めていない項目は、その理由を説明する必要がある。
- 行動計画全体の社会に対するインパクトを測れるようにするというのが指標を決める際の視点。
- 政策の一貫性を担保する観点から、省庁の取組をとりまとめる政府機関を特定すること、年次報告を行うことが必要。
- 行動計画の85施策を整理する上で、各施策に人権規範の関連文書を記載する欄を設けることを提案。

(長谷川知子 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事)

- 行動計画に記載されている85施策をフォローアップするだけで十分なのか疑問。追加的にどのような政策が必要か、政府の人権保護義務を履行する上で強化すべき政策は何かといった点も、検討する必要がある。
- 企業への情報提供や支援策に関しては、日本企業の文脈に配慮する必要がある。特にどうやって国内の中小企業に周知させていくか検討する必要がある。
- 85施策の評価方法やKPIは、主に活動の回数や人数等のアウトプットレベルのものになっているが、実際に測定すべきはそのインパクトである。イベントの回数や人数だけではなく、アンケート調査やヒアリング等を実施して、対象者に対する満足度や理解度、課題が解決したかどうかの調査等を行うことも必要。

(古谷由紀子 CSOネットワーク 代表理事)

- 評価指標を決定するに当たっては、ゴールの設定が必要。その上で、ギャップ分析を可能とする指標ある。
- 具体的な評価指標の設定について、85施策の中で、具体的な措置の記載がないものがある。今後、行っていく具体的な措置を記載してはどうか。行動計画の優先分野における評価指標として、公務員等の研修の開催実績に加え、政策への導入、検討実績を入れてはどうか。そのほかの行動計画の優先分野に関する周知・啓発活動の評価指標については、政策への導入や検討実績、アンケート調査による変化、フォローアップ活動に関する指標等を追加してはどうか。
- サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備に関する評価指標

として、各種会合に基づく施策導入検討例の実績や行計画見直しの際の調査による実態把握も入れてはどうか。

- 救済メカニズムの整備改善に係る評価については、利用実態からみた現状と課題の分析及び改善内容を入れてはどうか。
- 大まかでも良いので工程表を作成いただきたい。

(安河内賢弘 日本労働組合総連合会 副会長)

- ILO第190号条約の早期批准に向けた議論を進めて欲しい。
- 外国人技能実習生の問題については、早急に対応すべき。中小企業の現場からの相談が多く、支援が必要。
- 人権デュー・ディリジェンスを進めるにしても、救済措置を進めるにしても、労働組合が現場の中に入り、労働者の声を聞いて解決を図っていかなければならない。建設的、未来志向の労使関係をもって速やかな解決を目指していく必要がある。

(了)

第1回「ビジネスと人権」に関する行動計画推進作業部会
出席者一覧

ステークホルダー(五十音順)	
氏名	所属・役職
氏家 啓一	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局次長
大村 恵実	日本弁護士連合会元国際人権問題委員会委員長
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会事務局長
菅原 絵美	大阪経済法科大学国際学部教授
銭谷 美幸	第一生命保険(株)運用企画部フェロー／第一生命ホールディングス(株)経営企画ユニットフェロー
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー
長谷川 知子	(一社)日本経済団体連合会常務理事
古谷 由紀子	CSOネットワーク代表理事
安河内 賢弘	日本労働組合総連合会副会長

参加府省庁
内閣府大臣官房企画調整課
警察庁長官官房企画課
金融庁総合政策局総務課
消費者庁参事官(調査研究・国際担当)
総務省大臣官房総務課
法務省大臣官房国際課
外務省総合政策局人権人道課
財務省大臣官房総合政策課政策推進室
文部科学省大臣官房国際課
厚生労働省大臣官房国際課
農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ
経済産業省大臣官房ビジネス・人権政策調整室
国土交通省総合政策局国際政策課
環境省大臣官房環境経済課
防衛装備庁調達管理部調達企画課
政府関係機関
(独)国際協力機構(JICA)

(了)